

# 就業規則

(中略)

## 第4章 服務規律

### 第1節 服務心得

(服務の基本原則)

第39条 社員は、本規則に定めるものの他、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、作業能率の向上に努めるとともに、互いに協力して職場の秩序を維持しなければならない。

(服務心得)

第40条 社員は、常に次の事項を守り服務に精励しなければならない。

- 1 健康に留意し、積極的な態度をもって勤務すること
- 2 自己の業務上の権限を超えて専断的なことを行わないこと
- 3 業務の遂行にあたっては、会社の方針を尊重するとともに上長の指示に従い、上長、同僚と互いに協力し合ってチームワークの向上に努め職務を遂行すること
- 4 品位を保ち、顧客や取引会社には誠実な態度であたり、会社の名誉を害し、信用を傷つけるようなことをしないこと
- 5 会社の業務上の機密及び不利益となる事項を他に洩らさないこと
- 6 会社の車両、機械、器具その他の備品を大切にし、原材料、燃料、その他の消耗品の節約に努め、備品、書類は丁寧に取扱いその保管を厳にすること
- 7 許可なく職務以外の目的で会社の設備、車両、機械、器具その他の物品を使用しないこと
- 8 取引会社等に対して、不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とする接待、贈答、金銭などの授受・供与を行わないこと
- 9 国内外の公務員その他の政府関係者（政府に準ずる機関に勤める個人を含む）に対して優遇措置の取得・維持を目的とする、またはそのような疑義を招く接待、贈答、金銭などの供与を行わないこと
- 10 勤務時間中はみだりに職場をはなれないこと
- 11 酒気を帯びて勤務しないこと
- 12 刑法上の危険運転罪、道路交通法上の無免許運転、救護義務・事故報告義務違反、酒気帯び運転または酒酔い運転に該当する行為をしないこと
- 13 会社内の整理整頓に努め、常に清潔に保つようにすること

- 14 清潔な服装・身嗜みに留意し、会社から改善命令があった場合は従うこと
- 15 所定の場所以外で喫煙し、又は焚火、電熱器等の火気を許可なく使用しないこと
- 16 暴行、賭博、窃盗、器物の破壊等の不法行為、又は、喧嘩、流言、落書、その他職場の風紀秩序を乱し、あるいは他人の業務を妨害するような行為をしないこと
- 17 業務外の目的で会社を使用するときは、予め会社の許可を受けるとともに、使用後は速やかに原状に回復すること
- 18 許可なく会社内において業務以外の目的で掲示、貼紙、印刷物の配布及び演説、集会等を行わないこと。また、会社内及び業務時間中に政治、宗教活動を行わないこと
- 19 職場の雰囲気や威圧的で不快なものや判断されるような性的誘惑、言動、会話を行わないこと。また会社内及び業務時間中に妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関する不当な言動により、他の者の就業環境を害さないこと
- 20 業務時間中に私用の電話やメール、SNS への投稿等の私的行為をしないこと
- 21 会社の許可なく職場を撮影しないこと、また許可なく撮影した職場等の写真・動画等をメール・SNS その他の方法により社外の者が閲覧可能な状態としないこと
- 22 業務時間外に、電話やメール・SNS その他の方法にて会社に関係する投稿等を行うことにより、会社に損害を与える行為をしないこと
- 23 業務として記事・写真・動画等をメール・SNS その他の方法により社外の者が閲覧可能な状態にする場合は、社外の者の権利・利益を侵害したり、あるいは不快にさせたりすることにより、会社に損害を与えないこと。また、業務時間外の投稿はしないこととし、業務時間外に緊急に対応する必要がある場合であっても、記事・写真・動画等の内容が客観的に見て適切であると明白に判断できる場合を除き、所属長の許可を得ずに投稿等をしないこと
- 24 他の者が法令、この規則並びにこれに付随する諸規程、通達等に違反する行為など会社に損害を与える行為をなしていることを覚知した場合、第三者が事務所に損害を与える行為をなしていることを覚知した場合、または、火災その他の災害を発見または予知した場合、直ちに損害の防止のため等の臨時の処置をとるとともに上長または社長に対しその予知若しくは覚知した事実を報告しなければならない。
- 25 各号の他、これに準ずる社員としてふさわしくない行為をしないこと

(中略)

#### 附 則

- ①本規則は、平成13年1月21日より実施する。
- ②本規則は、平成13年11月1日より改正実施する。
- ③本規則は、平成15年9月1日より改正実施する。
- ④本規則は、平成17年3月1日より改正実施する。

- ⑤本規則は、平成20年6月21日より改正実施する。
- ⑥本規則は、平成21年7月21日より改正実施する。
- ⑦本規則は、平成22年4月1日より改正実施する。
- ⑧本規則は、平成23年1月21日より改正実施する。
- ⑨本規則は、平成25年1月21日より改正実施する。
- ⑩本規則は、平成27年11月1日より改正実施する。
- ⑪本規則は、平成29年1月1日より改正実施する。
- ⑫本規則は、平成29年3月1日より改正実施する。
- ⑬本規則は、平成29年10月1日より改正実施する。
- ⑭本規則は、平成30年4月1日より改正実施する。
- ⑮本規則は、平成31年4月1日より改正実施する。
- ⑯本規則は、令和元年10月1日より改正実施する。
- ⑰本規則は、令和3年4月1日より改正実施する。
- ⑱本規則は、令和5年4月1日より改正実施する。